令和８年（フ）第２９０号
川崎市川崎区藤崎４丁目24番７号
破産者　飯塚　千尋
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３０７号
川崎市川崎区台町３番17号　ハルナパレス306
破産者　佐藤　龍弥
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３１３号
川崎市麻生区百合丘１丁目７番地19　ガーデンヒルズ百合ヶ丘　107
破産者　中島　静香
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３５８号
三重県多気郡多気町朝柄2707番地、開始決定時の住所川崎市多摩区南生田２丁目19番４号プラッシュガーデンＧロッソ　Ｅ号棟
破産者　丸山　俊夫
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３９５号
川崎市多摩区登戸2935番地15　手塚コーポＩ101
破産者　小笠原由美
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４１１号
川崎市川崎区南町７番地８　グランイル川崎405
破産者　藤浦　幸子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５号
神奈川県平塚市虹ケ浜11番25号　シャルマンフジ湘南壱番館201
破産者　平島　智恵
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第８５号
神奈川県厚木市栄町１丁目14番16―202号
破産者　瀬河地惠子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４５号
新潟県新発田市中曽根町３丁目12番14号　エトワール中曽根　Ｃ棟　１－３
破産者　園部　流維
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和７年（フ）第２０８６号
愛知県日進市栄４丁目1202番地　ライフウエルズ日進Ｉ－４
破産者　杉原　久至
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２８６１号
愛知県知多郡東浦町大字生路字前田117番地の３　アンプルールリーブルＳｅｎⅡ103号、従前の住所愛知県小牧市常普請３丁目143番地１　リーブル若宮Ｉ103号
破産者　増田　匡彦
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３２９１号
愛知県津島市白浜町字宮組96番地１
破産者　福島小百合
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３２号
愛知県愛西市西條町伊重77番地３
破産者　吉田　久望
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１４号
愛知県小牧市大字野口2226番地１
破産者　今井　慎也
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１５号
愛知県小牧市大字野口2226番地１
破産者　今井　陽子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７８３号
名古屋市瑞穂区田辺通４丁目28番地の10　市営田辺荘606号
破産者　小原　聖恵
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７８４号
名古屋市瑞穂区田辺通４丁目28番地の10　市営田辺荘606号
破産者　小原　慎吾
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０８４号
名古屋市南区白水町39番地の６、従前の住所名古屋市南区松下町４丁目９番地の５　ジーメゾン名古屋松下イエシア301号
破産者　髙橋　侑也（旧姓　矢口）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部